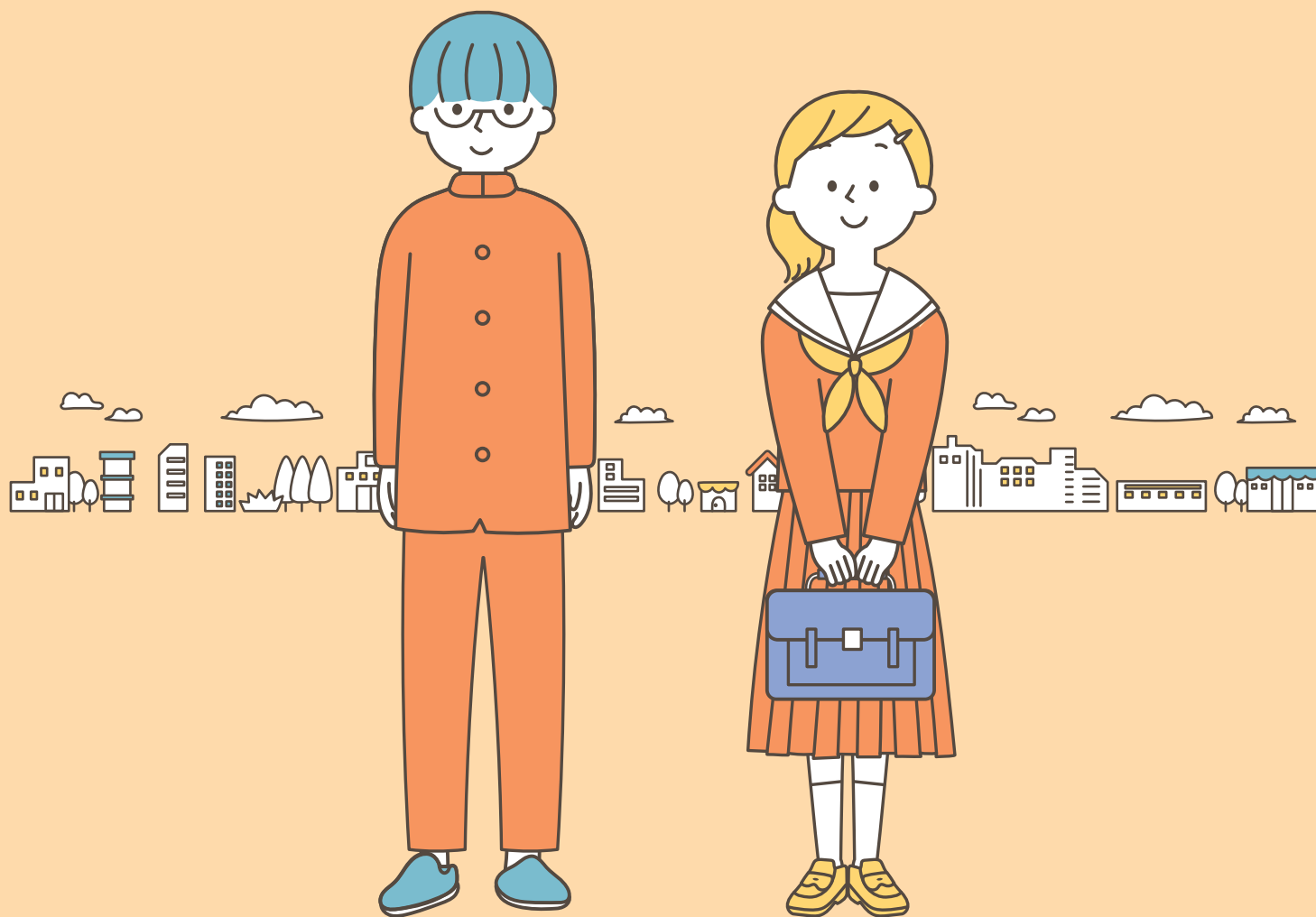


高校生向け

ハンセン病問題を 正しく理解しよう



福岡県

全国のハンセン病療養所 14カ所

2024年(令和6年)5月1日現在、全国で720名の方が、
ハンセン病の療養所で生活をしています。

入所されている方の平均年齢は、
約88歳と高齢になっています。

※()内は2024年(令和6年)5月1日現在の入所者数
※神山復生病院は私立、その他は国立です。



福岡県での取り組み

福岡県では、ハンセン病問題に関する普及啓発等の事業を実施している福岡県ハンセン病協会とともに、里帰り事業や見舞金品の支給、療養所の施設見学研修等を毎年実施しています。また、ハンセン病問題を正しく理解していただくため、リーフレット、冊子の配布等の啓発事業を行っています。

今後も、皆様の意見、要望をお聞きしながら、
ハンセン病問題に取り組んでいくこととしています。

No.1

ハンセン病問題とは、近代以降の国の誤ったハンセン病対策が原因で、ハンセン病患者・元患者や家族が差別を受けた人権問題です。

ハンセン病患者・元患者には、1996年(平成8年)に「らい予防法」が廃止されるまで、療養所への隔離政策が取られていました。

日本では1947年にプロミンによる治療が始まり、治る病気になったにもかかわらず、国が療養所等の予算の確保を優先し、らい予防法を廃止しなかったことや、私たち国民の無関心、あるいはハンセン病についての理解不足により、強制収容が続けられたのです。

No.2

2001年(平成13年)5月11日に熊本地裁は、「医学的知見などを総合すると、遅くとも1960年(昭和35年)以降、隔離の必要性は失われ、らい予防法の違憲性は明白だった」として、国の全面的な責任を認め、総額18億円余の賠償を命じました。

2001年(平成13年)5月23日に国が控訴断念を決定し、25日に判決が確定しました。

No.3

政府はハンセン病療養所入所者・退所者の皆さんに対し、長年にわたる国の隔離政策により人権を大きく侵害・制約されたことや、偏見と差別の中で多大な苦痛・苦難を強いてきたことを謝罪しました。

隔離政策

- 1907年(明治40年)の「癩予防二関スル件」制定から1996年(平成8年)の「らい予防法」廃止まで、長年にわたり続けられてきました。また全国で、ハンセン病患者をなくそうとする「無らい県運動」が官民一体となって行われました。
- らい菌の感染力は弱く、本来、危険な病気ではなかったにもかかわらず、「らい予防法」で一度入所させられると、病気が治っても社会に戻る人はほとんどいませんでした。
- 療養所長に懲戒検束権^(注1)が付与され、逃亡防止のため特別病室(重監房)の設置や園内通用券^(注2)の発行が行われた時もありました。
- 結婚をするための条件として、療養所の中で断種(子どもが生まれないようにする手術)や人工妊娠中絶が行われたこともありました。

(注1) 懲戒検束権：1916年(大正5年)に定められ、療養所長に、7日以内常食量の2分の1までの減食、30日以内の監禁などの懲戒権が与えられました。

(注2) 園内通用券：療養所では、入所者の逃亡を防止するため、お金の代わりにその療養所でしか通用しない券を発行しました。



ハンセン病と診断された患者は強制的に療養所に入所させられました。
国立ハンセン病資料館提供



園内通用券(多摩全生園)

国立ハンセン病資料館提供

No.4

ハンセン病患者・元患者の皆さんに対するいわれのない偏見や差別を解消するために、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発を行うことや、名誉回復及び福祉の増進に努めることとされました。

また、2008年(平成20年)6月には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、療養所の土地、建物等を地域に開放できるようになり、2012年(平成24年)には、菊池恵楓園^{きくちけいふうえん}と多摩全生園^{たまぜんしやうえん}に保育所が開設されました。

No.5

2019年(令和元年)6月28日に熊本地裁は、「隔離政策によって家族も差別や偏見の被害を受けた」として、国の責任を認め、総額約3億7千万円の賠償を命じました。

2019年(令和元年)7月12日、政府は、隔離政策により患者・元患者とその家族の方々が、偏見と差別の中で強いられてきた苦難と苦痛に対して謝罪。国は控訴を行わず、判決が確定しました。

ハンセン病に関する法律・政策の変遷

2019年 (令和元年)	No5「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」
2009年 (平成21年)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行。
2006年 (平成18年)	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の一部を改正する法律公布、施行。
2005年 (平成17年)	国立ハンセン病療養所等退所者給付金事業開始。
2002年 (平成14年)	国立ハンセン病療養所等退所者給与金及び死没者改葬費の制度創設
2001年 (平成13年) 6月22日	No4「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律」公布、施行。
2001年 (平成13年) 6月7日	衆議院で、続いて参議院で「ハンセン病問題に関する決議」を採択。
2001年 (平成13年) 5月25日	小泉首相が、ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けてのNo3 談話を発表。
2001年 (平成13年) 5月11日	No2「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で、熊本地裁は原告勝訴の判決。国は控訴せず。
1998年 (平成10年)	熊本、鹿児島両県のハンセン病療養所入所者13人が、「らい予防法」により強制隔離され、人権侵害を受けたとして、熊本地裁に賠償を求めて訴訟。
1996年 (平成8年)	「らい予防法」廃止。
1960年 (昭和35年)	国連の世界保健機構(WHO)が外来治療(在宅治療)を勧告する。
1953年 (昭和28年)	No1「らい予防法公布」。
1947年 (昭和22年)	国内で特効薬「プロミン」の使用開始。
1943年 (昭和18年)	アメリカで開発された特効薬「プロミン」の効果が発表される。
1931年 (昭和6年)	「癩予防法」公布。
1907年 (明治40年)	「癩予防一関スル件」公布。
1873年 (明治6年)	放浪患者を隔離。 ノルウェーのハンセンがらい菌を発見。

ハンセン病療養所入所者・退所者が受けた苦しみ

ひのこうき

日野弘毅さんの手記 【熊本地裁国家賠償請求訴訟判決(2001年(平成13年)) に対し、国の控訴断念を首相に要請した際】

昭和24年、16歳で入所して以来、ずっと療養所の
中におります。

私にも愛する家族がありました。

昭和22年の夏、突然保健所のジープがやってきました。
私を収容しに来たのです。母はきっぱりと断って
くれました。ところがジープは繰り返しやって来まし
た。昭和24年の春先、今度は白い予防着の医者がや
ってきて私を上半身裸にして診察したのです。

その日から私の家はすさまじい村八分にありました。
18歳だった姉は婚約が破談になり、家を出なければな
らなくなりました。

小学生の弟は、声をかけてくれる友達さえいなくな
りました。

弟がある日、学校から帰ってきて母の背中をこぶし
でたたきながら「ぼく病気でないよね。ぼく病気でな
いよね。」と泣き叫んだ姿を忘れることはできません。

このまま家にいれば、みんながだめになると思い、
自分から市役所に申し出て、入所しました。それなの
に家族の災厄はやみませんでした。

それから20年あまり、母が苦勞の果てに亡くなった
ときも、見舞いに行くことも、葬儀に参列して母の骨を
拾うことも、かないませんでした。

18歳の時、家を飛び出した姉は、生涯独身のまま、
平成8年、らい予防法が廃止になった年の秋に自殺しま
した。姉の自殺は母の死以上に、私を打ちのめしました。

姉の思い。母の思い。いまだに配偶者に私のことを隠し
ている弟、妹の思い。そのために私は訴訟に立ちました。

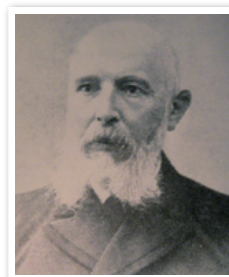
裁判の日、私は詩をつくりました。

太陽は輝いた
90年
長い長い暗闇の中
ひとすじの光が走った
鮮烈となって
硬い巖を砕き
光が走った
私は俯かないでいい
光の中を
胸を張って歩ける
もう私は俯かないでいい
太陽は輝いた

ハンセン病の症状と治療

ハンセン病は、**らい菌**による感染症の一種です。
遺伝病ではありません。

- らい菌は1873年（明治6年）、ノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師によって発見され、ハンセン病はこの発見者にちなみ名付けられました。
- 以前は同一の家族内で発病することが多く、遺伝病と考えられていました。



アルマウエル・ハンセン医師
国立ハンセン病資料館提供

症状

ハンセン病は皮膚や末梢神経の病気で、外見上に**a 特徴的な変形**が生じたり、熱さ、冷たさ、痛みなどの感覚が麻痺するため、火傷や傷が出来ても分からなかったりすることがあります。

- a 皮膚や末梢神経に障害がおき、顔や手足に一見してハンセン病と分かる症状（変形や機能障害）が生じました。病気の進行に伴う外見上の変化等のために、古くから偏見・差別の対象となりました。

感染力

b 感染力は非常に弱く、入浴・飲食などの日常生活で感染することはありません。感染しても発病することはまれで、これまで療養所の医師や看護師などの職員にハンセン病になった人はいません。

- b 隔離政策により、強制的に療養所に隔離されたり、家が消毒されたりして、感染力が強い病気、怖い病気という偏見や誤解が広まりました。

治療法

c 不治の病ではなく、現在では、いくつかの薬剤を併用する「多剤併用療法」等の適切な治療により完治し、早期に治癒すれば、身体に後遺症を残すことはありません。

- c 有効な治療薬プロミンが開発されるまでは、発病すると病気が進行してしまい、不治の病と考えられていました。



プロミン（注射薬）
国立ハンセン病資料館提供

治癒後

ハンセン病では、感染症としてのハンセン病が治癒した後であっても、外観からわかる顔面や手足の変形を残すことがあります。有効な治療法がなかった時代にハンセン病を発病した人の中には、重篤な後遺症を持つ人が少なからずいます。後遺症はあくまで病気が治癒した後に残った状態のものであることから、感染することはありません。

わたしたちにできること

学校や家庭でも話し合ってみませんか？

● 埋葬してもらえない！。

● 死んでもふるさとの墓に

● 暮らすことができない！。

● 一生、療養所から出て

● 産むことが許されない！。

● 結婚しても子どもを

● 実名を名乗ることができない！。

● 一緒に暮らすことができない！。

● 親や兄弟姉妹と

こうした生活をハンセン病患者・元患者の皆さんは長い間、強いられてきました。想像してみてください。

誤った国の政策などによって、長い間多くの偏見と差別に苦しんできました。今まで間違えて伝えられてきた病気、そしてその実態が、ようやく正しく伝えられるようになりました。

ハンセン病問題について、正しい知識と理解を持つこと。これが差別や偏見をなくす第一歩なのです。このリーフレットをきっかけに、一人でも多くの人たちにハンセン病問題のことを正しく知ってほしいのです。

お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課

TEL.092-643-3576 FAX.092-643-3331

ウェブサイト

●厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

●法務省(ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

